

富山県警察所管建設工事等入札参加者指名要領の制定について（例規通達）

富山県警察が所管する建設工事等請負契約に関し、入札参加者又は見積者の指名方法を定め、契約事務の公正を期するため、別紙のとおり「富山県警察所管建設工事等入札参加者指名要領」を制定し、平成 13 年 8 月 1 日から施行することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、「富山県警察所管建設工事等入札参加者指名要領の制定について」（平成 10 年 4 月 1 日付け富会第 180 号）は、廃止する。

別紙

富山県警察所管建設工事等入札参加者指名要領

第1 目的

この要領は、富山県警察の所管に係る建設工事（受託工事を含む。）及び測量・設計等の委託業務（以下「建設工事等」という。）の契約等に関し、指名競争入札の場合における入札参加資格者（2以上の事業者が一体となって共同施工するため結成される建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）又は随意契約の場合における見積者（以下「入札等参加者」という。）の指名方法等を定め、もって契約事務の公正を期することを目的とする。

第2 指名委員会の設置

- 1 請負工事の入札等参加者を指名するため、警察本部（以下「本部」という。）及び警察署に指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 本部の指名委員会に小規模工事等指名部会（以下「小規模部会」という。）を置く。

第3 所掌事務

委員会は、次の事項を審議する。

(1) 本部の委員会

- ア 本部入札に付する1件の工事費5000万円以上の建設工事の入札等参加者の指名に関する事。
- イ 本部入札に付する1件2000万円以上の委託業務の入札等参加者の指名に関する事。
- ウ 入札参加者の指名停止に関する事。

(2) 警察署の委員会

警察署長の専決に属する建設工事及び委託業務の入札等参加者の指名に関する事。

(3) 小規模部会

1件の工事費5000万円未満の建設工事及び1件2000万円未満の委託業務であって、警察署長の専決に属さないものに係る入札等参加者の指名に関する事。

第4 組織

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 委員長 警務部長（警察署にあつては、警察署長）
 - (2) 副委員長 警務部首席参事官及び警務部会計課長（警察署にあつては、副署長又は次長）
 - (3) 委員 委員長の指名する者

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長、副委員長共に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 本部の委員に事故があるときは、その委員の指名する者がその職務を代理する。
- 6 小規模部会は、警務部会計課長を部会長とし、当該事業の担当課長及び会計課長の指名する者をもって組織する。

第5 会議

- 1 委員会は、毎週1回委員長が招集する。ただし、委員会に付すべき事案のないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず委員長は、必要があると認めるときは、臨時に委員会を招集することができる。
- 3 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 特に急を要し委員会を開くいとまがない場合であって委員長が必要と認めたものについては、書面による表決をもって委員会の決定に代えることができる。
- 6 小規模部会の審議事項については、小規模部会の議決をもって委員会の決定とする。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、部内関係者その他の必要な者の意見を聴取することができる。
- 8 第1項から第5項まで及び前項の規定は、小規模部会の会議について準用する。
この場合において、「委員会」とあるのは「小規模部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 9 本部の委員会の委員は、警察署の委員会に随時出席し、意見を述べることができる。
- 10 本部の委員会は、必要に応じ、警察署の委員会の運用状況について、報告を求めることができる。

第6 入札参加者の選定

指名競争入札における入札参加者の選定については、富山県建設工事等指名業者選定要綱(平成14年3月28日管第135号)に定めるところによる。

第7 指名停止

指名停止については、富山県建設工事等指名停止要領(平成6年9月1日管第474号)に定めるところによる。

第8 特命随意契約の例外

特命随意契約の場合における見積者の決定に関しては、この要領の適用を除外することができる。

第9 議事の非公開

- 1 委員会の議事は公開しない。
- 2 委員会に関係ある職員は、その内容を他に漏らしてはならない。

第10 庶務

委員会の庶務は、本部委員会及び小規模部会にあつては会計課で、警察署の委員会にあつては各警察署の会計担当課で処理する。

第11 細則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は委員長が別に定める。